

地域包括支援センターの運営状況について

1 地域包括支援センターの業務内容

本市は、各地域包括支援センター設置運営法人に対し、下記の地域支援事業に係る業務等を委託している。また、委託業務のほか、各センターは指定介護予防支援事業者としての指定を受け、予防給付に係る介護予防支援業務を実施している。

- ・介護予防ケアマネジメント業務（二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント）
- ・総合相談支援及び権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・二次予防事業対象者把握業務
- ・介護予防普及啓発等業務
- ・高齢者等実態把握調査
- ・介護予防教室（認知症教室を含む。）業務
- ・福祉用具展示紹介事業（任意）

2 平成 22 年度収支決算の状況（震災の影響により未提出の1センター分を除いて集計）

各センターから提出された平成 22 年度の収支決算書（指定介護予防支援事業者としての収支等を含むセンター全体の決算）によると、一部に支出超過となっているセンターがあるものの、多くのセンターが収入超過となっており、全センター平均の収支差額は、約 53 万円の収入超過となった。

なお、指定介護予防支援事業の収支を除いた、包括的支援事業のみの収支については、全センター平均で約 32 万円の支出超過となった。

3 平成 23 年度の運営について

(1) 平成 23 年度における委託料

ア 基本委託料

配置すべき職員数により下記の予定金額を支払う。

3 人配置...16,500 千円 / 2.5 人配置...14,000 千円 / 2 人配置...12,000 千円

(参考:平成 22 年度)

3 人配置...14,500 千円 / 2.5 人配置...12,000 千円 / 2 人配置...10,000 千円

イ 実績加算分について

センターが実施した事業につき、実績加算として下記のとおり加算する。

二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント加算分(1人につき年4回上限)

・初回の介護予防ケアマネジメント:7,300円

・2回目以降の介護予防ケアマネジメント:4,200円

高齢者等実態把握調査加算分:2,700円

介護予防教室加算分:30,000円(年20回上限)

体制整備加算分

指定介護予防支援事業におけるケアプラン件数に基準を設け、この基準を超えたセンターについて、指定介護予防支援事業に対応するためにケアプランを作成できる資格を有する5人以上の職員を配置する場合(既に配置している場合も含む。)に、ケアプラン件数及び増員した職員の勤務形態に応じて下表の金額を加算。

1月当たり ケアプラン件数	年間加算額	加算条件
175件以下	なし	なし
175件超	80万円	非常勤職員1人を配置した場合
245件以下	160万円	常勤職員1人または非常勤職員2人を配置した場合
245件超	80万円	非常勤職員を1人配置した場合
	160万円	常勤職員1人または非常勤職員2人を配置した場合
	240万円	・常勤職員1人及び非常勤職員1人を配置した場合 ・非常勤職員3人を配置した場合
	320万円	・常勤職員2人を配置した場合 ・常勤職員1人及び非常勤職員2人を配置した場合 ・非常勤職員4人を配置した場合

今年度、基本委託料の見直しに伴い、ケアプラン件数の基準を昨年度の「105件以下」から「175件以下」、「105件超 175件以下」から「175件超 245件以下」、「175件超」から「245件超」にそれぞれ変更している。

(2) 指定介護予防支援事業者としての報酬

要支援1及び要支援2の方に対して介護予防支援を行った場合、介護報酬として412単位/月(約4,300円)が算定される。また、新規に介護予防支援を行った初期加算として300単位(約3,100円)が算定される。

(1年を通して継続的に支援を行った場合、1人あたり4,300円×12か月=51,600円算定される。)

(3) 収支予算の状況 (震災の影響により未提出の1センター分を除いて集計)

各センターから提出された平成 23 年度の収支予算書(指定介護予防支援事業者としての収支等を含むセンター全体の予算)によると、半数以上のセンターが収入超過又は収支均衡の見込となっており、全センター平均の収支差額は、約 57 万円の収入超過が見込まれている。また、指定介護予防支援事業の収支を除いた、包括的支援事業のみの収支については、全センター平均で約 58 万円の収入超過が見込まれている。

(参考)

年 度	全センター職員数
平成 22 年度	172 人
平成 23 年度	178 人

4月1日現在で比較。
他施設と兼任の所長、指定介護予防支援事業専従の職員、緊急雇用創出事業による雇用職員は除く。

4 東日本大震災における対応について

未曾有の大災害となった東日本大震災においては、「仙台市地域包括支援センター災害時対応ガイドライン」及びセンター毎に作成している災害時対応マニュアルに基づき、主に以下のような対応を行った。

初動対応

- ・センター毎に作成している「災害時要援護高齢者リスト」に基づき、安否確認を実施
- ・圏域内を可能な範囲で巡回し、被害状況を把握。
- ・民生委員や町内会役員をはじめとした地域における様々な方との面談による状況把握(避難所の状況確認、安否確認の進捗状況などについての情報共有)
- ・指定避難所を巡回しての相談受付・支援

初動以降の対応

- ・センターで把握している在宅高齢者(避難所等から在宅へ戻った方を含む)の訪問・相談対応(自転車や徒歩で訪問)
- ・自力での食糧調達が困難な在宅の虚弱高齢者に対し、圏域のケアマネジャーや民生委員等と協力しながらの食糧配送支援
- ・震災による身体・精神状況の悪化や、新たな呼び寄せ介護等に伴う相談対応
- ・応急仮設住宅等に入居した被災高齢者の相談受付・支援

地域包括支援センター設置運営における収入イメージ図

